

『中間報告書』をめぐる現状と今後の方向

高野 修

1 『中間報告書』の作成にあたって

公文書館法が成立したことによって、国民的文化遺産である歴史資料の保存のあり方に、光が差し始めたといつてよい。この光が、さらに輝きのあるものになるのか、それとも幽かな光で終わってしまうのかは、今後の運用の如何にかかわっている、といつてよい。全史料協では、

この新たに制定された法に“もっと光を”与える方向を見いだすために、昨年11月に「公文書館法問題小委員会」を設置し、この問題についての検討作業をすすめてきた。その中間報告が、4月に公表した『公文書館法の意義と今後の課題(案)』である。

2 『中間報告書』をめぐる検討状況

中間報告書を作成するにあたって、私ども小委員会に与えられた作業期間は短く、2月13日の全史料協理事会には報告書案を提出するといった軽業師的作業日程であった。その後、若干の加除訂正や文章の統一などの作業を終えて、会員及び関係各界に配布し終わったのは4月の上旬であった。

ところで、この『中間報告書』を素材に、“史料保存と公文書館法”問題に関する検討会が各地で開催されているという。例えば4月16日には、神奈川地域史研究会が「史料問題と文書館」というテーマで研究会を開き、しかも同会と関東近世史研究会が合同で7月3日にも同様のシンポジウムを開催している。また、国学院大学でも公文書館法をめぐる研究会が開かれ、さらに地方史研究協議会は4月30日に「公文書館法の制定と地方史研究」と題するシンポジウムを開いた。これらの研究会には私ども小委員会のメンバーも参加し、研究者達との意見交換を進めてきた。

一方、公文書館法の担当官庁である総理府の国立公文書館との懇談会が6月に開かれたが、この懇談は有意義なものであった。

こうした関係各界との意見交流と同時に、全史料協内の意見交換会を企画したところ、関係者のご協力により、まず関西地区での意見交換会を7月5日に愛知県公文書館で開催することができた。参加者は36名にのぼり、率直に問題が出された懇談会であった。また、関東地区でも7月20日に意見交換会を開く予定である。さらに7月30日には、埼玉県立文書館を会場に歴史学会とのシンポジウムを行なう予定である。このシンポジウムは日本歴史学協会と共催で行なうもので、テーマは「公文書館法の意義と専門職養成の課題」となっている。

『中間報告書』が出て間もない5月に、日本学術会議の第五常置委員会の報告「公文書館専門職員養成体制の整備について」が発表された。このようなことから現在、専門職養成問題についての論議が高まってきており、今度のシンポジウムで活発な討議がなされるものと期待され

る。

また、学会誌上でも公文書館問題は取り上げられており、『地方史研究』第213号で“公文書館問題”の特集が、さらに『図書館雑誌』や各地の文書館、資料館の紀要などでも積極的にこの問題の特集が組まれているのが現状である。

『中間報告書』がどう修正され、最終報告書がどのようなものになるかは、意見交換会やシンポジウムを終えた後でなければ明示できないが、関係各界や全史料協内からいただいた様々の意見を検討し、改善すべき点は改善し、足りない点は補訂していかなければならないと考えている。

3 公文書館法にかかわる最近の情勢

公文書館法は6月1日付けで施行された。その際、内閣官房副長官から出された施行通達・通知の中に、つぎのような記述がある。

公文書等は、行政上の観点から重要であるというだけではなく、歴史を後代に伝承する資料としても重要なものであると考えられる。

この法律は、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、①国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し適切な措置を講ずる責務を有すること、②そのための施設である公文書館に関し必要な事項等を規定することにより、これらの公文書等の保存及び利用の促進を図るとともに公文書館の整備を積極的に推進していこうとするものである。

このように、公文書館法の主旨が述べられている。なお、公文書館法についての総理府の法文解釈要旨はすでに各地方公共団体に伝えられており、また立法の経緯や趣旨、及び法の概要についても総理府がまとめている(『時の動き—政府の窓』昭和63年6月15日号)。

つぎに公文書館法の成立にともなう全国各地の動向であるが、一言でいえば文書館・公文書館設置の動きがより一層活発化してきた、といえよう。例えば、現在、建設検討中の県は、長野、石川、神奈川等の各県で、かなり具体化しており、調査費も計上されている。鳥取県では昭和65年度に開館予定である。また、秋田、山形、

新潟、静岡、福井、滋賀、岡山、福岡、長崎、
沖縄の各県が検討中であるという。市町村段階
でも検討している所がいくつかあるとのことだ
る。

つぎにアーキビスト養成の問題であるが、こ
れは急を要する課題となっている。これに関し
ては国会でも取り上げられている。3月19日の
参議院予算委員会における岩上二郎議員の質問
に対し、中島文部大臣は「専門官がぜひ必要だ」
といい、しかも「各省庁と連携を保ちましてこ
の専門職員の育成に早急にとりかかりたい」と
答弁していることは重要視してよい。また、3
月28日の参議院内閣委員会における吉川春子議
員の質問に対し、説明員の西尾氏は「史料館に
おきまして、ここには幸い専門家の方も2、3
人いらっしゃるものでございますので、この共
同利用機関を中心といたしまして人材養成のき
っかけづくりをしていきたい」と説明している。

アーキビスト養成問題に関連することでは、
昨年12月に史料館の主催で行なわれた「文書
館学研修会」を取り上げねばならない。このよ
うな内容の研修会をはじめの試みであり、多
くの反響を呼び起こした。今年度からは、内容
も一層充実して、20日間の「史料管理学研修会」
が開かれることになった。この研修会が、先の
内閣委員会での西尾氏の説明、つまり「この館
(史料館)がまた将来は中軸となりまして、関係
大学等の御同意、御協力を得ましてそういう養
成コースが展開されればというふうな期待もご
ざいます」というような方向へ拡充・発展する
ことを、私どもは期待している。

また、国立公文書館でも「公文書館職員研修
会」の実施要領(案)を発表された。それによる
と「主として地方公共団体の職員で公文書館等
の実務に当たっている者」を対象に、1週間に
わたり講演、講義、実務、見学、その他を通じ
て具体的研修を行ない、資質の向上を図るため
のものであるという。史料館の研修会と、国立
公文書館の研修会がどのような関係にあり、今
後どんな方向に進んでいくか不明であるが、で
きれば統一性のあるものになってほしいと思う。

5 沖縄大会に望むもの

公文書館法は、多くの方々からの批判にもあ
るように強制力のない法律で、各条項は精神規
定的な、やや抽象的なものとなっている。その
ため、この法に対する全史料協としての姿勢を
明確にし、主体性を発揮しないと法律制度に呑
み込まれてしまう危険がある。しかも、私たち
全史料協の立場は、任意団体という弱い立場に
ある。このような全史料協の立場を強くする武
器はただ一つ、会員の活発な、かつ建設的な討
論による内容の充実以外にないことを認識して
いただきたい。そのため、沖縄大会では、より
多くの方々が自由かつ積極的に発言できるよう
にという考えから、同じ主題のグループ別討論
の形にさせていただいたのである。その意をくま
れ、公文書館法問題小委員会の提示する最終報
告書を素材に、充分論議を尽くしていただきた
いと思う。そして、グループ討論の成果を全体
会に持ち寄り、さらに論議を深めていくことが
できればと念願している。

(藤沢市文書館・公文書館法問題小委員会座長)